

岐阜競輪場ガス需給仕様書

1 概要

- (1)件名 岐阜競輪場で使用するガス
- (2)供給場所 岐阜市東栄町5丁目16番地1
- (3)供給建物 岐阜競輪場
- (4)業種及び用途 官公庁(競技場)

2 仕様

- (1)ガス種別 都市ガス(13A)
- (2)供給熱量 45MJ/m³
- (3)供給圧力 低圧
- (4)予定使用量等 別紙のとおり
- (5)供給期間 令和8年3月の検針日の翌日から令和9年3月の検針日まで
- (6)計量器

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m ³ /h)	負荷 計測器	使用場所及び 主な使用機器
空調系統	ND50-1730	50	有	正面スタンド空調
	ND30-2092	30	有	西スタンド空調
	ND100-6384	100	有	正面スタンド空調
	ND50-1732	50	有	サイクル会館空調
	TD10-859	10	有	正面棟空調
	ND40-1815	40	有	サイクルプラザ空調
一般系統	ND16-2388	16	有	第一投票所暖房
	NB25-3488	25	無	正面スタンド暖房
	ND50-1731	50	有	サイクル会館ボイラー
	TB6-32831	6	無	サイクル会館喫茶
	NB30-10904	30	無	サイクル会館厨房
	ND100-6070	100	有	選手管理棟

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7)需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8)供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし。

3 その他特記事項

(1)ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月(前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。)の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋(従量料金単価＋原料費調整額)×使用量(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

ウ 原料費調整制度に基づく調整は、原則、岐阜市を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に定める原料

費調整額と同じ算定方法とする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

(2) 支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。

(3) 現在のガス供給者は中部電力ミライズ株式会社。

(4) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ、決定する。

(5) 毎月の検針結果表、請求書等は書面若しくはWebにより請求することとし、書面の場合は岐阜競輪場へ送付すること。なお、Webでの請求を行う場合は、あらかじめ発注者に連絡を行うこと。

(6) 支払いは、納付書による入金のほか、指定の口座への振込みとする

(7) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。なお、負荷計測器設置にあたっては、ガス使用量のデータをパルス信号で中央監視盤に蓄積する既設システムに支障がないように設置すること。

(8) 受注者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。

(9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用量等

契 約 年 間 使 用 量	340,280m ³
---------------	-----------------------

各年月 (検針月)	予定ガス使用量(m ³)
4 月	12,160
5 月	17,740
6 月	27,190
7 月	49,380
8 月	44,270
9 月	33,940
10 月	24,080
11 月	16,010
12 月	23,330
1 月	34,780
2 月	33,180
3 月	24,220
合計	340,280

※ 契約年間使用量とは、1年間の予定ガス使用量をいう。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

(担当)
行政部競輪事業課
施設係 作倉
電話 058-245-3123